

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、社会・経済環境の変化に即応した的確な意思決定やリスクマネジメントのできる組織・機能確立することがコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。また、経営の公正性・効率性・透明性を高め、コンプライアンス体制の充実・アカウンタビリティの強化を図ることが非常に重要であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社渡神	1,601,900	32.28
渡邊 靖司	516,000	10.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・75551口)	179,600	3.62
株式会社ティーケービー	124,500	2.51
SMBC日興証券株式会社	102,200	2.06
トラストホールディングス従業員持株会	91,000	1.83
藤原 香代子	70,000	1.41
株式会社竹田商会	63,000	1.27
山川 修	60,000	1.21
矢羽田 弘	60,000	1.21

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

- 当社は、自己株式を242,088株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
- 所有割合は自己株式を控除して計算しております。
- 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・75551口)が所有する当社株式は自己株式には加算しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ、福岡 Q-Board
決算期	6月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木下 敏之	学者											
加峯 辰美	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木下 敏之	○	――	過去に農林水産省、佐賀市長としての行政経験や取締役としての経験など、豊富な経験及び幅広い見識を有しておられ、当社の経営陣から独立した判断を下すことができるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

加峯 辰美	○	——	経営者として豊富な経験及び幅広い見識を有しておられ、当社の経営陣から独立した判断を下すことができるものと判断し、社外取締役を選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
-------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

監査役は会計監査人及び内部監査室と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行う等連携を密にし、監査の効率化等、監査機能の向上を図っております。また、内部監査室と監査役は、監査計画等について協議するとともに、適宜情報交換を行い、監査実施に向けて相互に連携を図っております。また、監査役は内部監査室が実施する内部監査に立会うとともに、当社各部の業務執行状況について確認を行うなど、監査の実効性の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
市原 一也	他の会社の出身者													
江口 秀人	公認会計士													
梁井 純輔	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

市原 一也	○	——	これまで培ってきた豊富なビジネス経験及び監査役としての経験を踏まえ、経営陣から独立した立場で職務を遂行できるものと判断し、社外監査役に選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
江口 秀人		——	公認会計士としての専門性と経営に対する客観性、中立性等の観点から適切な監査の実行と助言が期待できると判断し、社外監査役に選任しております。
梁井 純輔		——	これまで培ってきた豊富なビジネス経験及び監査役としての経験を当社監査体制の強化に活かしていただけると判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	

役員、従業員等が企業価値の最大化に向けて意欲を向上させることを主たる目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員、その他
該当項目に関する補足説明	

役職、勤続年数をベースに当社グループへの貢献度を勘案の上付与対象者としております。
当社がトラストパーク株式会社の単独株式移転により設立された際に、トラストパーク株式会社第7回新株予約権の権利行使が残っている付与対象に対して、当社第1回新株予約権を交付していましたが、平成27年8月25日に行使期間満了となりました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

令和元年6月期における取締役に支払った報酬は総額で105,300千円になります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役をサポートする専任者は設置しておりませんが、取締役会に参加しており、議案や関連資料等の配布が行われております。また、内部監査室との連携を保ち、監査が有効に行われるような体制を確立させております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

○企業統治の体制

当社の企業統治の体制は、主に「取締役会」「監査役会」「会計監査人」で構成されております。

イ 取締役会

取締役会は、社外取締役2名を含む6名で構成されており、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、月次の業務報告のほか経営上の重要事項についての審議及び決定を行うとともに、取締役相互の業務執行の監督を行い、取締役会の機能強化に努めております。

ロ 監査役会

監査役会は、社外監査役3名で構成されており、原則として月1回の定時開催のほか、必要に応じて随時開催しております。監査役は、監査役会及び取締役会に出席するほか、常勤監査役は毎月開催されるグループ会議等の重要な会議への出席し、業務全般の業務執行状況について監視できる体制となっております。また、内部監査室と連携を密にとり、各業務部門及び子会社を対象に、業務活動の妥当性、適法性について内部監査を実施しております。

ハ リスク管理体制の整備の状況

管理部がリスク管理を統括する部門として、リスク管理規程に基づき、各種のリスクについての評価・分析を実施し、必要に応じて顧問弁護士等に照会し、取締役会において審議を行います。万一、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含めて迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。

○内部監査の状況

当社は、代表取締役直轄の組織として内部監査室を設置しております。内部監査室長を監査責任者として、内部監査規程に基づき監査計画を策定し、前年度の監査結果及び新年度の事業計画等を踏まえて監査方針を代表取締役社長承認の上、決定しております。決定した監査方針に基づき、重点監査目標と監査範囲、スケジュール等を立案しております。また、監査計画に基づき、業務プロセスや進捗状況の把握、コンプライアンスの順守状況等について、稟議書、契約書、取引記録などの書類の閲覧、監査対象部門及び監査対象子会社の責任者等にヒアリングを行い、監査を実施しております。

○監査役監査の状況

監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づいて、当社及び子会社の業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。

○会計監査の状況

当社は、三優監査法人と金融商品取引法及び会社法に基づく監査契約を締結し、同監査法人の監査を受けるとともに、重要な会計課題については適時・適切なアドバイスを受けております。

○社外取締役及び社外監査役について

当社と社外取締役2名及び社外監査役3名との間に人的関係、資本的关系、取引関係、その他特別な利害関係はありません。また、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針については明確に定めておりませんが、選任にあたっては経歴や当社との関係を考慮し、社外役員としての職務が可能であることを前提に総合的に判断しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、重要な経営判断については、原則として全取締役及び全監査役が出席する取締役会で審議決定しております。取締役会は取締役6名で構成され、社外取締役2名を選任しております。一方、企業経営の監視体制として監査役会を設置しております。3名の社外監査役は取締役会、監査役会、その他の重要な会議において、業務執行者から独立した客観的監視の下、様々な意見を表明しており、公正性、透明性の観点から、十分に監視体制が機能していると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社ホームページに株主総会招集通知の掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	作成・公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	IRフェアへの出展、個人投資家向けの説明会等を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRに関するページを設け、決算情報、適時開示資料、事業報告等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスの徹底は経営の最重要課題の一つとして位置付けており、全役職員が遵守する規範として「トラストグループ行動規範」、「コンプライアンスマニュアル」を制定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対して、適時に公正な情報を提供することが重要であると認識しており、ホームページ、会社説明会、事業報告書等を通じて情報提供を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び従業員の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社行動規範やコンプライアンスマニュアルを通じて、企業倫理の確立や法令、定款及び社内諸規程の遵守を確保し、かつ、継続的な情報発信を通じてその周知を図る。
- (2) 代表取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努める。
- (3) 内部監査室にて、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、全ての業務が法令、定款、社内諸規程に適合しているかを公正に監査する。
- (4) 監査役は取締役の職務の執行が法令、定款に適合しているか、コンプライアンス体制が適正に運営されているかを監視・監督する。
- (5) 法令違反等を未然に防止し、会社の自浄機能を働かせることを目的に、内部通報制度を制定し、当社内の通報窓口のほか外部の弁護士事務所にも通報窓口を設置し、運用する。なお、会社は通報者に対して不利益な取扱いを行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に基づき、取締役会をはじめとする重要会議の意思決定に係る記録や、取締役の職務執行に係る情報を保存し、必要に応じ閲覧できる状態とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 管理部がリスク管理を統括する部門として、リスク管理規程に基づき、各種のリスクについての評価・分析を実施し、必要に応じて顧問弁護士等に照会し、取締役会において審議を行うものとする。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含めて迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 毎月1回の定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定を迅速に行うものとする。
- (2) 社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制をグループ全社全体に適用するものとし、「関係会社管理規程」に基づき子会社への指導を行う。
- (2) 当社の内部監査室は、定期的に子会社の内部監査を実施する。
- (3) 子会社は監査役に対し、リスク情報を含めた業務執行状況の報告を行う。
- (4) 子会社には、必要に応じて当社から取締役及び監査役を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。
- (5) 当社グループ共通の行動規範及びコンプライアンスマニュアルを制定し、法令遵守の意識の醸成を図る。

6. 監査役が職務を補助すべき従業員及び当該従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務を補助する従業員を求めた場合には、監査役を補助する従業員を置き、当該従業員は、当該業務を遂行する際には、取締役からの指揮命令は受けず、独立して業務を行うものとする。なお、当該従業員の人事に関する事項については、監査役との協議により定めるものとする。

7. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

- (1) 監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席するほか、取締役及び従業員に対し業務執行状況等の報告を求めることができるものとする。また、取締役及び従業員は、リスク管理上の重要な情報、法令等により報告が必要な情報等については、監査役に対し速やかに報告を行うものとする。
- (2) 前項の報告をした取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨周知する。

8. 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合には、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を負担する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は定期的に代表取締役と意見交換を行うものとする。
- (2) 監査役と会計監査人が相互に連携して、効率的な監査ができる体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力の排除については、基本的な考え方を「トラストグループ行動規範」に明記し、反社会的勢力及び団体に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断するという強い意志のもと、全取締役及び従業員が業務の遂行にあたる。
- (2) 社内に反社会的勢力に対する対応統括部署を設け、警察等関連機関との連携を図るものとする。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

現在のところ買収防衛についての具体的な対策は講じておりませんが、業績向上を図ることによって企業価値を増大させることを当面の重要課題と認識し事業展開を図ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

○適時開示体制の概要

当社グループは、企業理念として「仕事を通じて、全従業員の人間性を高め、物心両面の幸福を追求すると同時に、地域社会の幸福に貢献する」を掲げ、全役職員が毎日の朝礼をはじめとし、社内勉強会、研修、会議等を通じて理念を共有し、具現化することを目指しております。

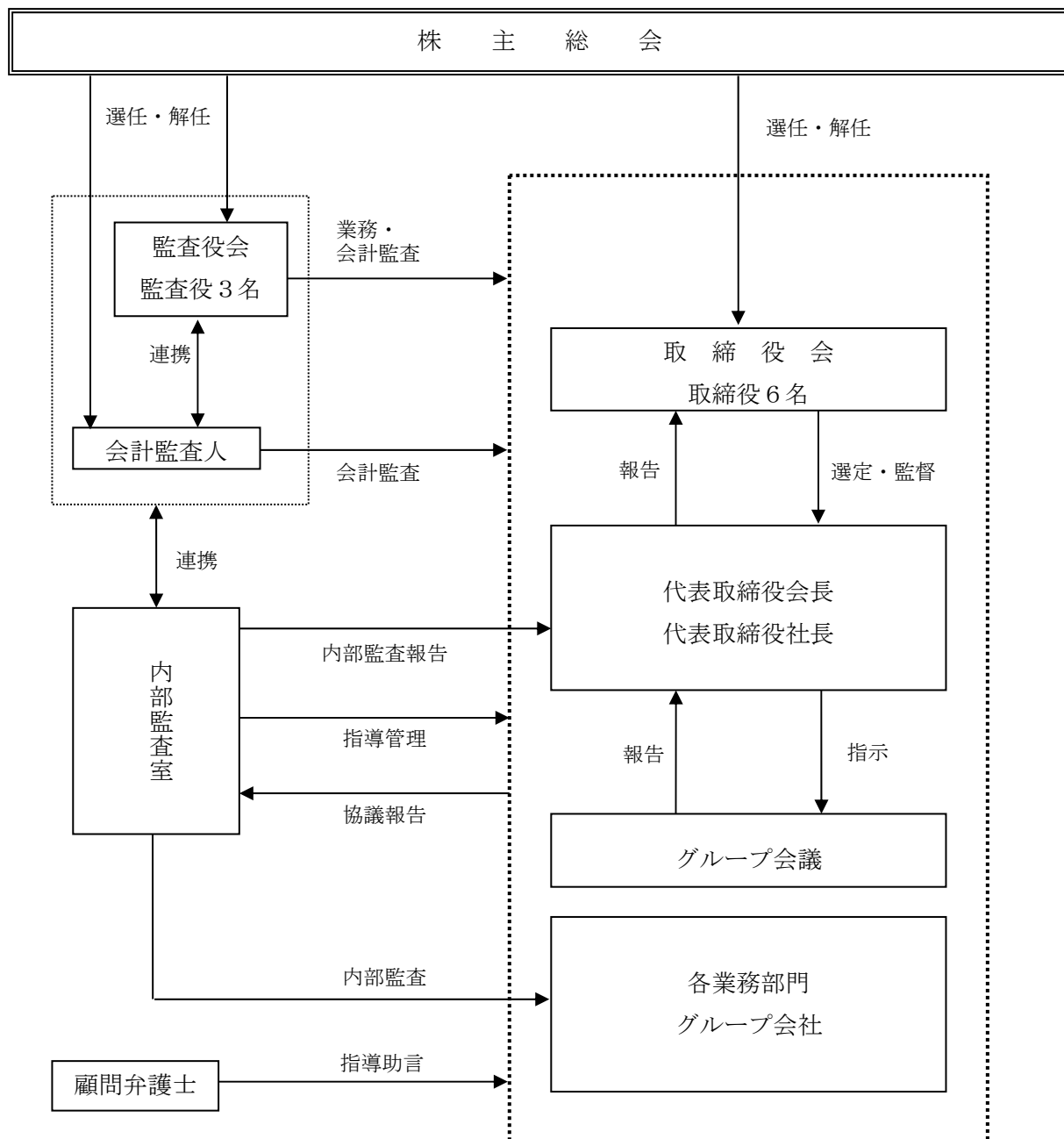
このような中、適時開示体制において、コーポレート・ガバナンスが十分に機能していることが重要であり、ステークホルダーに対するアカウンタビリティ、ディスクロージャー体制の強化を図ることが重要な経営課題の一つであると認識しております。また、「トラストグループ行動規範」において、株主、投資家に対する行動規範として、会社の経営内容、事業活動等の情報公開は、正確かつタイムリーに行うこと、インサイダー取引及びその疑いを招く行為はしてはならないと定めており、全役職員が遵守できるよう努めております。

適時開示に係る社内体制としては、管理部を担当部署としており、当社グループにおいて開示が要請される重要な情報は管理部に集約され、適切な時期に正確に東京証券取引所及び福岡証券取引所への開示を行うとともに、当社ホームページへの情報公開等により、株主、投資家の皆様への情報開示ができるよう努めております。

適時開示に係るモニタリングとしては、当社グループでは、グループ各社、各部門の業務の適正性及び妥当性について、内部監査室が定期的に監査を実施しております。

監査役会は、社外監査役3名で構成されており、1名は公認会計士の資格を有しております。各監査役は、取締役会、その他の重要な会議への出席等を通して、取締役の業務執行の適法性及び妥当性について監査を実施しております。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

